

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一七―二二―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字下饒九百九十三番一 他十三筆、三芳町道上富百六十一・百六十四・二百四十二号線の一部

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百六十五・六四立方メートル